



# グリーン調達ガイドライン

2006年1月発行

2006年4月改訂

2007年1月改訂

曙ブレーキ工業株式会社

## ■ はじめに

---

あたらしい 21 世紀を迎え、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済型社会から、省エネ・省資源・リサイクルを前提とした環境への負荷が少ない「最適生産・最適消費・最小廃棄」の、持続可能な循環型社会への転換が進んでおります。企業経営におきましても、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであるとの認識を持っております。

このような中で私たち曙ブレーキグループは、社会に貢献できる良き市民としての役割を果たす上で、「地球の一員として地球規模の環境保全に努め、環境と調和した安全で豊かな社会の発展に自主的・継続的に取り組みます。」という当社の環境基本理念に基づき、地球環境委員会のイニシアチブのもと、ゼロエミッション・省エネルギー・リサイクル技術・物流環境などの専門分科会を組織して、環境に優しい企業活動を全社的に展開・推進しております。

環境に配慮した製品づくりのために曙ブレーキグループでは、調達活動においても環境への負荷の少ない資材・部品及びサービスを優先的に調達すると共に、有害化学物質の使用禁止や削減を目指した「グリーン調達ガイドライン」を作成いたしました。曙ブレーキグループにおけるグリーン調達は、このガイドラインに基づき推進いたしますが、特に取引先におかれましても、地球環境保全に対する取り組みの重要性をご理解いただき、皆様方とのパートナーシップによりサプライチェーンのグリーン化を推進して参りたく、ご支援・ご協力の程をお願い申し上げます。

取締役副社長調達部門管掌  
佐藤 宏毅

# 目次

---

1. 曙ブレーキグループの環境保全への取り組み	3
1-1 環境基本理念	
1-2 環境基本方針	
2. 曙ブレーキグループのグリーン調達への考え方	4
2-1 グリーン調達の目的	
2-2 曙ブレーキグループの取り組み	
2-3 ガイドラインの適用時期と範囲	
2-4 お取引先の評価・選定基準（グリーン調達基準）	
3. お取引先へのお願い	6
3-1 EMS の構築・整備状況の確認と報告	
3-2 環境負荷物質の把握と削減	
3-3 調査対象	
3-4 調査実施	
3-5 提出期限	
3-6 機密保持	
4. 本ガイドラインの取扱いについて	8
5. 添付資料	8
6. お問い合わせ先	8
7. 改訂履歴	9
添付資料 1	10
添付資料 2	13
添付資料 3	13
添付資料 4	14
添付資料 5	14

# 1. 曙ブレーキグループの環境保全への取り組み

## 1-1 環境基本理念

私達は、  
曙の理念と akebono21 世紀宣言に基づき、21 世紀の社会と環境に貢献する新しい『価値』を提供し続けます。  
また、地球の一員として地球規模の環境保全に努め、環境と調和した安全で豊かな社会の発展に、自主的・継続的に取り組みます。

## 1-2 環境基本方針

- 1) 製品の開発・設計段階から、安全と環境保全に配慮した取り組みを積極的に行い、環境負荷の少ない技術開発・商品開発を推進します。
- 2) 省エネルギー、省資源、廃棄物の削減およびリサイクルの推進等、循環型社会構築のための継続的な環境負荷低減に向けて、全社員ひとりひとりが努力します。
- 3) 国内、海外を問わず、環境に係わる法律・規制・協定などは当然のこととして遵守し、さらに自主管理基準を制定して環境管理レベルの向上に努力します。
- 4) 私たちの環境保全に関する取り組みがより広く理解されるよう、積極的な情報公開を行い、地域社会との協調を図り、より良い生活環境を実現するために努力します。

## 2. 曙ブレーキグループのグリーン調達への考え方

### 2-1 グリーン調達の目的

曙ブレーキグループのグリーン調達は、グループ全社で、環境に配慮したお取引先から環境負荷の少ない部品・原材料・副資材\*・補材\*\*・一般購入品\*\*\*等の調達を努めることにより、曙ブレーキグループ製品の環境負荷低減を図り、循環型社会の構築に貢献することを目的といたします。

その為には、お取引先とのパートナーシップによる環境負荷物質低減の取り組みが不可欠です。お取引先の皆様におかれましても、この点を充分にご理解の上、ご協力頂けますようお願い申し上げます。

- \* 「副資材」とは、製品の一部にはならないが生産過程で使用される材料のことで、切削油、有機溶媒、洗浄液、塗料、化学処理薬品類などです。
- \*\* 「補材」とは生産・納入工程で使用される補助資材のことで、荷造り・梱包・包装材、通い箱などです。
- \*\*\* 「一般購入品」とは、曙グループで使用する文具・事務用品・複写機用紙・照明・コンピュータ・プリンター・作業服などです。

### 2-2 曙ブレーキグループの取り組み

お取引先の環境マネジメントシステム (EMS) の構築と、法規制遵守を含めた運営管理/成果の二つの観点で、事業活動そのもの及び納入品に対して、曙の要求事項を定めます。

- (1) 環境保全を推進しているお取引先からの優先的な調達促進：  
曙グループでは、グリーン調達ガイドラインに基づきお取引先ならびに納入品を評価し、環境負荷低減に貢献いただけるお取引先ならびに納入品を優先的に調達いたします。
- (2) 環境への負荷が少ない部品・原材料・副資材・補材・一般購入品等の調達率拡大：  
納入品について環境負荷物質含有の有無、含有量、含有目的を把握、記録し、必要に応じて削減します。
- (3) 曙グループ内で使用する一般購入品については、グリーン購入ネットワーク (GPN)  
\*のガイドラインをそのまま適用します。

また、お取引先は、品質保証を確実にを行うために品質マネジメントシステムを確立し、それを文書化・実施し、維持することをお願いします。品質マネジメントシステムについては、「お取引先のための品質管理基準と諸手続き Supplier Quality Manual」を参照ください。

### 2-3 ガイドラインの適用時期と範囲

- (1) 適用時期:2006年1月より取り組みを開始いたします。また一般購入品については、2007年1月より取り組みを開始いたします。
- (2) 適用範囲:曙ブレーキグループに納入いただく生産材(部品・原材料)、副資材及び補材、一般購入品及びそのお取引先に適用いたします。

## 2-4 お取引先の評価・選定基準（グリーン調達基準）

(1) 環境保全を優先した調達促進のために、お取引先の EMS を下記の要領で評価いたします。

- 1) ISO14001 の認証又はこれに準ずる第三者機関による認証を取得していること。
- 2) ISO14001 の認証又はこれに準ずる第三者機関による認証が未取得、又は取得計画段階にある場合には、以下の評価項目を満たしていること。
  - ア. 経営者の、環境保全に関する企業理念
  - イ. 環境に関する方針・目標・実行計画
  - ウ. 環境保全に関する法規則の遵守
  - エ. 環境管理推進のための組織の設置と、削減目標を持った環境管理
  - オ. 本組織の社内的位置づけ、管理責任者、及び機能の明確化
  - カ. エネルギー、廃棄物、及び化学物質の組織的な管理
  - キ. 大気汚染・土壌地下水汚染に対して、防止対策を講じていること
  - ク. 環境に配慮した製造工程の改善計画と実施
  - ケ. 製品に含まれる環境影響物質の管理、又は推進の計画があること
  - コ. 従業員への環境保全に関する情報公開と教育計画とその実施

### (2) EMS 評価基準

上記の評価項目に基づき、お取引先には「環境マネジメントシステム（EMS）調査票」（添付資料 1）にて環境保全への取り組みの調査を、更に「環境負荷物質管理規定」に則った使用禁止或いは使用制限、または適正管理の要求に対するデータを提出頂くとともに、削減計画を報告いただき、弊社にてその結果を評価し、環境保全活動を推進されているお取引先からの優先的な調達を実施いたします。

### (3) 環境負荷物質管理規定

環境への負荷が少ない部品・原材料・副資材・補材・一般購入品<sup>△6</sup>等の調達率拡大のために、「環境負荷物質の管理ランク」（添付資料 2）および「環境負荷物質管理規定」<sup>△3</sup>（添付資料 3）に基づき、納入品について環境負荷物質含有の有無、含有量、含有目的を把握、記録し、必要に応じて削減計画を作成すること

### (4) 一般購入品に対する要求事項

曙グループ内で使用する一般購入品を対象とした曙の要求事項については、他社事例を参考に、すべての購入品に共通して適用され製品ライフサイクルを考慮した 1)共通基準と、個々の購入品に適用される 2)個別基準を設定いたしました。2)個別基準はグリーン購入ネットワーク（GPN）\*のガイドラインをそのまま適用いたします。（\*グリーン購入ネットワークガイドラインは下記のホームページアドレスからダウンロードできます：<http://www.gpn.jp/select/guidelines/guideline.htm>）

### 1) 共通基準

すべての一般購入品に対して共通に適用される、省エネ、省資源、化学物質の観点で共通的な環境配慮項目を共通基準として設定しました。購入品によっては、ここで挙げた共通基準以外の環境配慮の取り組みを行っている場合は個別に対応いたします。

#### ア. 使用禁止物質

「環境負荷物質の管理ランク」(添付資料 2)で定める使用禁止物質を含有しないこと

#### イ. 使用制限物質

「環境負荷物質の管理ランク」(添付資料 2)で定める使用制限物質については可能な限り廃絶、削減に努めること

#### ウ. 環境配慮設計

購入品および購入品の生産から廃棄に至るまでの段階で、再生材料や再使用部品が使用されている、交換などにより長期間の使用ができる、再使用或いはリサイクルが可能なこと、分別廃棄が可能なことなどの取り組みが推進されていること

### 2) 個別基準

環境側面から考慮すべき観点をリストアップした製品分野ごとの購入指針です。対象は下記の購入品です。個別基準は社会情勢などにより随時追加、改定を行います。ア～カの詳細はそれぞれ GPN グリーン購入ガイドラインによります。

ア. OA 用紙：古紙配合率、白色度など (GPN-GL1)

イ. パソコン：消費電力量、自動的な低電力モードへの移行機能など (GPN-GL4)

ウ. コピー機・プリンタ・ファクシミリ：消費電力量、待機時の消費電力量、カートリッジ方式のリサイクル可能性など (GPN-GL2)

エ. 文具・事務用品：消耗部分の交換・補充、再利用性、分別廃棄構造など (GPN-GL6)

オ. 事務服・作業服：化学繊維は再生材の使用、使用後のリサイクル性など (GPN-GL13)

カ. 照明：ランプ効率、寿命、省資源型など (GPN-GL8)

キ. 梱包材：省資源およびリサイクル・廃棄に配慮していること 

## 3. お取引先へのお願い

### 3-1 EMS の構築・整備状況の確認と報告

ISO14001 認証取得による EMS の構築、または前項 2-4 の (1) 2) に示した基準を満たし、会社をあげて環境保全活動を推進していただきますよう、お願いいたします。

については、添付資料 1 「環境マネジメントシステム (EMS) 調査票」に沿って、調査・ご回答をお願いいたします。

1) 調査票にご記入の上、調達部門貴社担当者にご提出願います。

2) 恐れ入りますが、添付の用紙を「原紙」として、印刷してお使い下さい。

なお、EMS は、独立した管理システム、品質管理システムの一部、或いはその他の管理システムの一部として構築されても結構です。

## 3-2 環境負荷物質の把握と削減

(1) お取引先より納入していただく部品・原材料、副資材、補材等については、弊社「環境負荷物質管理規定」 $\triangle_5$ で定める環境負荷物質の含有の有無と、含有率等の最新状況について把握いただきますよう、お願いいたします。

(2) 部品・原材料、副資材、補材納入の際は、「環境負荷物質管理規定」が要求する規定値を満足するデータの提出をお願いします。欧州規制 (ELV) などで、使用禁止或いは使用削減が規定されている規制 4 物質については、添付資料 4 で示したように閾値の関係で特別な検査方法でのデータが必要ですが、適正管理を要求している場合は、PRTR 法に基づく、「化学物質等安全データシート (MSDS)」(添付資料 5) の提出をお願いいたします。

1) 提出に当って、とくに指定用紙はありませんが、要求項目については、添付資料 5 をご参照ください。

2) 既に、データシートをご提出いただいているお取引先は、その旨ご連絡いただきますが、工程変更・仕様変更・調達先変更などが実施された場合には、改めてデータシートのご提出をお願いします。

(3) 曙ブレーキグループに納入される部品・原材料・副資材・補材等について、「環境負荷物質管理規定」で定める環境負荷物質の使用禁止を遵守し、添付資料 2 で定める管理ランクに沿って、使用制限、適正管理に努め、必要に応じて削減計画を作成していただきます。また、お取引先の全製造工程においても、同様に環境負荷物質の含有を廃止し、または含有率削減に努めていただきますよう、お願いいたします。

(4) 曙ブレーキグループに納入される一般購入品については、2-4 (4) 一般購入品に対する要求事項を遵守すること。また、グリーン調達基準を満たす商品について、情報のご提供をお願いいたします。共通基準以外の配慮事項についても、積極的にご提案をお願いいたします。 $\triangle_6$

## 3-3 調査対象

EMS の調査及び環境負荷物質の情報提供は、曙ブレーキグループに納入いただく生産材(部品・原材料、副資材、補材)および一般購入品  $\triangle_6$ のお取引先を対象とします。なお、お取引先が商社・代理店の場合は、納入商品の製造業者様に記入頂くか、お取引先の責任において調査・報告して下さい。

## 3-4 調査実施

EMS 及び環境負荷物質の調査は原則として年 1 回実施いたしますが、「環境負荷物質管理規定」が要求する規制値の検査データ並びに化学物質等安全データシート (MSDS) の内容に変更が生じていないか、または製品やその製造工程に変更がなかったかを、6 ヶ月ごとに自主点検頂き、もしいずれかに変化点が有れば調査票やデータシートの再提出をお願いいたします。なお、新規のお取引先には、工程監査の際に調査票及びデータシートの提出をお願いします。

### 3-5 提出期限

原則毎年7月1日を提出期限とさせていただきます。(大きな変更がある場合には、別途ご連絡いたします。)

### 3-6 機密保持

本ガイドラインに則ってご報告いただいた情報は、事前のご許可がない限り弊社社内のみで使用し、外部には公表しません。

## 4. ガイドラインの取扱いについて

お取引先に対する、本ガイドラインの取扱いは以下の通りです。

- (1) 本ガイドラインは弊社ホームページに公開いたします。
- (2) 新規のお取引先には、工程監査までに本ガイドラインにつきご説明し、ホームページをご案内いたします。
- (3) 本ガイドラインに改訂があった場合は、ホームページに公開し、その都度弊社調達担当者よりご連絡いたします。

## 5. 添付資料：

- \*添付資料1：「環境マネジメントシステム（EMS）調査票」
- \*添付資料2：「環境負荷物質の管理ランク」
- \*添付資料3：「環境負荷物質管理規定」
- \*添付資料4：「欧州廃車指令規制4物質」
- \*添付資料5：「化学物質等安全データシート」

## 6. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせ、ご相談などは、調達部門 企画 G 調達企画 T へお願いします。

曙ブレーキ工業（株）

調達部門企画 G 調達企画 T TEL:048-560-1510

FAX:048-560-2892

## 改訂履歴

改訂年月日	改版	改訂内容	改訂理由
2006.01.30	0	新規制定	—
2006.03.31	1	添付資料 2 使用情報適正管理内容変更 対象物質定義  実施事例  添付資料 3 表 1~4 説明文変更 	ILRS 反映  簡略化  
2006.04.21	2	添付資料 3 管理規程削除、問合せ先追加  (添付資料 3) を削除 	秘匿性 重複
2006.11.24	3	2-4 (4)項を追加  添付資料 5 ホームページアドレス追加 	一般購入品に対する 要求事項を設定  MSDS 書式規定 

## 環境マネジメントシステム (EMS) 調査票

(対象工場が複数の場合は、本紙をコピーしてご記入下さい)

回答日	年 月 日	商社コード	
会社名	記入責任者		
代表者名	氏 名	印	
評価対象工場	役 職		
	TEL&FAX		
主な生産品目	E-メールアドレス		

### (1) ISO14001 等の認証取得状況に関する項目

\*各項目ごとに、該当する場合は○を記入してください)

	取得状況	該当*	認証・審査	認証機関	認証番号
1)	ISO14001 の認証を既に取得済み		取得年月		
2)	ISO14001 の認証取得を計画中		予定年月		
3)	ISO14001 の認証取得計画なし				
4)	ISO14001 以外の第三者機関による認証を取得済み		取得年月		
5)	ISO14001 以外の第三者機関による認証取得を計画中		予定年月		
6)	第三者機関の環境マネジメントシステム名				
7)	第三者機関による認証取得の計画なし				

## (2) 環境保全への取り組み状況に関する項目（自己採点）

（注）：前項「ISO14001等の認証取得状況に関する項目」で、「ISO14001の認証を既に取得済み」または「ISO14001以外の第三者機関による認証を取得済み」が該当する場合は、本項のご記入は不要です。採点欄には該当する点数をご記入ください。

項目		評価基準	A (3点)	B (2点)	C (1点)	採点
企業理念・方針	環境保全理念	1)環境保全に関する企業理念がある	明確である	—	無い	
	環境方針	2)環境方針を定め、継続的向上及び汚染防止を誓約している	継続的に改善・防止を実施	時々、改善している	していない	
		3)環境方針で自社に適用される法規制や条例などを明確にし、その遵守を誓約している	明記し法・自主規制を遵守	明記し法規制のみ遵守	していない	
		4)環境方針を全ての従業員に徹底させ、外部にも開示している	従業員・外部関係者にも開示	従業員にのみ開示	していない	
計画・組織	目的及び目標	5)環境保全に対する目標がある	明確になっている	—	無い	
	体制及び責任	6)目標を達成するための組織と責任者が明確になっている	明確になっている	—	無い	
	実行計画	7)目標を達成するための実行計画がある	明確になっている	—	無い	
環境側面・システム	管理・評価	8)エネルギー低減目標を立て、使用量を管理、評価、低減している	計画・実績がある	計画はある	していない	
		9)廃棄物削減について自主基準（目標）を決め管理・評価している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		10)大気汚染について自主基準（目標）を決め管理・評価し改善している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		11)水質汚濁について自主基準（目標）を決め管理・評価し改善している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		12)土壌汚染について自主基準（目標）を決め管理・評価し改善している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		13)騒音・振動について自主基準（目標）を決め管理・評価し改善している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		14)特定加工、1,1,1-トリクロロエチレンを自社内で使用していない	全廃している	代替え計画 中	使用している	

項目		評価基準	A (3点)	B (2点)	C (1点)	採点
環境側面・システム (続き)	管理・評価 (続き)	15)製造工程の環境に配慮し、改善している	評価管理し削減を進めている	自主基準はある	していない	
		16)製品に関する環境影響を事前に評価する基準やしくみがある(製品アセスメント)	計画・実績がある	計画はある	していない	
	監査	17)内部監査のしくみがあり、上記目標・計画・システム管理などの監査を実施している	しくみがあり定期的に実施している	簡略のしくみはある	ない	
	緊急事態	18)緊急時に対する規定・しくみがある	基準・マニュアルにより実施している	しくみはある	ない	
教育・啓蒙		19)従業員に環境関連の教育を実施している	計画・実績がある	計画はある	していない	
		20)著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途教育訓練を実施し、作業者リストを作成して管理している	実績・管理している	計画はある	していない	
情報公開		21)自社の環境保全に関する情報をホームページや、環境報告書等で公開している	定期的に公開している	不定期、必要に応じて公開している	していない	

### (3) グリーン調達への取り組み状況に関する項目

(該当する項目に○を記入してください)

項目	該当
グリーン調達を実施している	
グリーン調達の計画はある	
まだ計画もない	

◇ご協力ありがとうございました。

## ◆ 環境負荷物質の管理ランク

対象化学物質を以下に挙げる 3 つのランクに分類して、管理を進めて参ります。

管理ランク	対象物質	実施事例
使用禁止	法令で製造や使用が禁止もしくは厳しく制限されている物質	製造又は使用を禁止する。使用中のものが有れば、全廃計画を策定する
使用制限	将来的に製造等が規制される物質及び法令で排出基準が設けられている物質	代替・削減方法を調査し、削減計画を立案する
使用情報適正管理	ILRS(International List of Reportable Substances) で使用量を要申告としている物質 	使用情報を管理し、削減に努める 

## ◆ 環境負荷物質管理規定



1. 本規定の物質コードは、米国化学会の Chemical Abstract Service(CAS)の CAS No.を使用。
2. 使用禁止・使用制限及び使用情報の管理規定
  - (1) ILRS (International List of Reportable Substances) をベースに作成した。
  - (2) CAS No.ごとに ILRS 分類とリスク表示をした。 

なお、この環境負荷物質管理規程詳細は、調達企画 T にお問い合わせください。 

## ◆ 欧州廃車指令規制 4 物質

対象	欧州規制	国内法による規定
カドミウム	0.01%	0.1%
鉛	0.1%	1.0%
水銀	0.1%	1.0%
六価クロム	0.1%	0.1%

## ◆ 化学物質等安全データシート (MSDS)

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があります。

「化学物質等安全データシート (MSDS)」とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品（「指定化学物質等」）について、この MSDS を提供することが義務化されました（第 14 条）。

要求項目については以下のホームページをご参照ください。  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds71.htm](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds71.htm)

曙ブレーキ工業株式会社